

# 平成31年度岡崎市保育料一覧表

## ○ 1号認定保育料

階層区分		金額（月額 単位：円）
1	生活保護世帯	0
2	市町村民税の非課税世帯 （均等割課税世帯を含む）	1,100
3	市町村民税の所得割額が 77,100円以下の世帯	4,000
4	市町村民税所得割額が 77,101円以上 211,200円以下の世帯	13,100
5	市町村民税所得割額が 211,201円以上の世帯	17,400

1号認定の保育料  
一覧表には年齢区  
分はありません。



## ○ 2号認定保育料（3歳児クラス、4・5歳児クラス）

階層区分		金額（月額 単位：円）					
		3歳児			4・5歳児		
		保育短時間 （8時～16時）	保育標準時間① （8時～17時30分）	保育標準時間② （7時～18時）	保育短時間 （8時～16時）	保育標準時間① （8時～17時30分）	保育標準時間② （7時～18時）
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税の非課税世帯	1,600	1,600	1,600	1,400	1,400	1,400
C	市町村民税の所得割が非課税 である世帯（均等割のみ課税）	6,100	7,100	8,100	5,800	6,800	7,800
D0	市町村民税の所得割額が 48,000円未満の世帯	7,500	8,500	9,500	6,900	7,900	8,900
D1	“ 48,000円以上 64,000円未満の世帯	9,900	10,900	11,900	9,100	10,100	11,100
D2	“ 64,000円以上 83,000円未満の世帯	15,300	16,300	17,300	14,200	15,200	16,200
D3	“ 83,000円以上 115,000円未満の世帯	18,600	19,600	20,600	17,100	18,100	19,100
D4	“ 115,000円以上 141,000円未満の世帯	20,500	21,500	22,500	19,000	20,000	21,000
D5	“ 141,000円以上 170,000円未満の世帯	21,100	22,100	23,100	19,700	20,700	21,700
D6	“ 170,000円以上 208,000円未満の世帯	22,300	23,300	24,300	20,700	21,700	22,700
D7	“ 208,000円以上 330,000円未満の世帯	23,500	24,500	25,500	21,000	22,000	23,000
D8	“ 330,000円以上の世帯	23,900	24,900	25,900	21,300	22,300	23,300

○ 3号認定保育料（0・1・2歳児クラス）

階層区分		金額(月額 単位:円)		
		保育短時間 (8時～16時)	保育標準時間① (8時～17時30分)	保育標準時間② (7時～18時)
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市町村民税の非課税世帯	2,000	2,000	2,000
C	市町村民税の所得割が非課税である世帯(均等割のみ課税)	7,700	8,700	9,700
D0	市町村民税の所得割額が48,000円未満の世帯	9,300	10,300	11,300
D1	〃 48,000円以上 64,000円未満の世帯	11,600	12,600	13,600
D2	〃 64,000円以上 83,000円未満の世帯	16,500	17,500	18,500
D3	〃 83,000円以上 115,000円未満の世帯	21,200	22,200	23,200
D4	〃 115,000円以上 141,000円未満の世帯	27,100	28,100	29,100
D5	〃 141,000円以上 170,000円未満の世帯	33,000	34,000	35,000
D6	〃 170,000円以上 208,000円未満の世帯	40,400	41,400	42,400
D7	〃 208,000円以上 330,000円未満の世帯	45,400	46,400	47,400
D8	〃 330,000円以上の世帯	48,000	49,000	50,000

【保育料一覧表の見方】

- 1 年齢区分はクラス年齢で算定します。年度途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
- 2 保育料の市町村民税額とは4～8月分保育料については平成30年度市町村民税額、9月以降については平成31年度市町村民税額を指し、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除等をする前の市町村民税額のことをいいます。
- 3 婚姻によらずにひとり親となったかた（税法上の寡婦（夫）控除の対象外のかた）で、児童扶養手当を受給している（全部支給・一部支給）かたに対しても、寡婦（夫）控除をみなし適用し保育料を算定します。該当するかたは、認定（変更）申請書・申込書所定欄へ必ずご記入ください。記入のない場合は、みなし適用による保育料の算定は行いません。入園途中で適用することが判明した場合は、判明した月の翌月から保育料に反映されます。

4 児童の属する世帯が1号認定の第2階層又は2・3号認定のB階層の場合及び、児童の属する世帯が1号認定の第3階層又は2・3号認定のC～D2階層の場合、次の表のとおり保育料が軽減されます。

区分	B階層(保育認定) 2階層(教育認定)	C～D2階層(保育認定)	3階層(教育認定)
第1子	(1)～(4)に該当するとき 無料	(1)～(4)に該当するとき 4～5歳児 1,400円 3歳児 1,600円 0～2歳児 2,000円	(1)～(4)に該当するとき 1,100円
第2子	無料	(1)～(4)に該当するとき 無料	(1)～(4)に該当するとき 無料

- (1)保護者が児童扶養手当、遺児手当又は母子家庭等医療費助成を受けている世帯  
 (2)身体障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けているかたのいる世帯  
 (3)特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金又はこれに準ずる年金の支給を受けているかたのいる世帯  
 (4)精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているかたのいる世帯

【保育料の軽減について】

- 同一世帯から複数の児童が保育園又は認定こども園に同時入園している場合の保育料軽減について
    - ①同一世帯から複数の児童が保育園又は認定こども園に同時に入園している場合、最も年齢の高い児童から順に2人目以降の児童の保育料が軽減されます。
    - ②同一世帯から複数の児童が保育園又は認定こども園と※幼稚園等を同時利用した場合、最も年齢の高い児童から順に2人目以降の保育園又は認定こども園に入園している児童の保育料が軽減されます。
- ※幼稚園等とは、幼稚園、保育園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、障がい児通所支援事業所をいいます。
- ◎「幼稚園等の同時利用による保育料軽減申請書」の提出が必要となります。
- ◎幼稚園料金については幼稚園にお問い合わせ下さい。
- 兄が保育園に通園、妹が幼稚園等に通園の場合は、保育料の軽減対象になりません。

対象となる児童	保育園又は認定こども園児に適用される保育料
最も年齢の高い児童	保育料一覧表の額
次に年齢の高い児童	保育料一覧表の半額
その他の児童	無料

●多子世帯の保育料軽減について

複数の子どもを養育している1号認定の第2、3階層、2・3号認定のB～D1階層の世帯は、兄弟の年齢にかかわらず保育料が軽減されます。また、1号認定の第4、5階層については小学校3年生までの子どもの人数に応じて軽減されます。

対象となる児童	保育園又は認定こども園児に適用される保育料
第1子	保育料一覧表の額
第2子	保育料一覧表の半額
第3子	無料